

1 審査申出書の記載要領（家屋）

(1) 「審査申出人」欄

ア 申出家屋の納税者が個人の場合は、住所又は居所、氏名及び連絡先電話番号を記載してください。

イ 申出家屋の納税者が法人の場合は、所在地、法人名・代表者氏名及び連絡先電話番号を記載してください。

法人でない社団又は財団は、所在地、社団又は財団名・代表者又は管理人氏名及び連絡先電話番号を記載してください。

ウ 法人（法人でない社団又は財団を含む。）の場合は、代表者又は管理人の資格を証する書面（登記事項証明書又は社団の規約の写し等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

(2) 「代理人等」欄

ア 審査の申出は、代理人又は総代（共同で審査の申出をし、総代を互選した場合）によりすることができます。代理人又は総代が審査の申出をする場合は、「代理人等」欄に代理人又は総代の住所又は居所、氏名及び連絡先電話番号を記載してください。

イ 代理人又は総代は、その資格を証する書面（委任状又は総代互選書等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

(3) 「口頭意見陳述の希望」欄

口頭意見陳述の希望の有無を表示してください。

なお、表示がない場合は、原則として口頭意見陳述の希望がないものとします。

(4) 「審査の申出に係る処分の内容」欄

「固定資産（家屋）の価格の決定」と記載してください。

(5) 「審査の申出の趣旨」欄（審査申出書別紙をご使用ください。）

ア 「審査の申出の物件」欄は、審査の申出をする家屋（補充）課税台帳に登録されている家屋の所在地、家屋番号、種類及び構造、床面積、建築年月日及び価格を転記してください。

イ 「決定を求めようとする価格」欄には、審査申出人が申出家屋の価格として委員会の決定を求めようとする価格を記載してください。

(6) 「審査の申出の理由」欄

前記(5)中「決定を求めようとする価格」欄の「価格」が妥当であることの主張（考え方及び計算内容等）を記載してください。審査は、原則として書面で行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

また、主張を立証する参考資料がある場合は、添付するとともに「添付書類」欄にその名称を記載してください。